

法務省と株式会社モンベルとの連携協力に関する協定書

法務省（以下「甲」という。）と株式会社モンベル（以下「乙」という。）は、以下のとおり、包括協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、緊密な相互連携の下、それぞれの持つ人材、知見、技術などの資源を活用し、矯正行政の発展並びに矯正施設が所在する地域の課題解決に貢献し、地域との連携、共生に向けた取組を進めることに寄与することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- （1）矯正施設に収容されている者の自然環境保全意識の向上に関すること
  - （2）矯正施設に収容されている者の教育・指導・社会復帰支援における自然体験等の促進に関すること
  - （3）矯正施設による災害時における支援や、矯正施設の職員及び被収容者の防災意識と災害対応力の向上に関すること
  - （4）矯正施設の資源を活用した地域活性化に関すること
  - （5）刑務作業の充実にに関すること
  - （6）矯正行政の広報に関すること
  - （7）その他矯正行政や乙の企業理念「7つのミッション」に関連して甲と乙が協議して必要と認める事項
- 2 連携・協力する具体的内容は、その都度、甲乙協議して定める。
- 3 乙は、本条に定める事項を効果的に進めるため、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（秘密保持）

第3条 甲と乙は、本協定に基づき、知り得た情報については、事前に相手方の承諾を得ることなく、本協定の目的外に使用し、又は第三者に開示し、若しくは漏洩してはならない。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、同一の条件で期間を1年間として更新するものとし、その後も同様とする。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかから、協定の内容について変更の申出があったときは、その都度協議の上、変更するものとする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じたものについては、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

2022年（令和4年）6月6日

東京都千代田区霞が関1-1-1

甲 法務省矯正局長

佐伯紀男

大阪府大阪市西区新町2丁目2番2号

乙 株式会社モンベル

代表取締役会長

佐野勇